

長崎市健康づくりの推進に係る事業者との連携・協力に関する募集要領

1 趣旨

長崎市（以下「市」という。）は、長崎市第五次総合計画及び第3次健康長崎市民21に基づき、健康寿命の延伸に向けた市民の健康づくりに取り組んでいる。誰一人取り残さない健康づくりを一層推し進めるため、行政にはない資源及び企画力を有する事業者と連携・協力し、持続可能な市民の更なる健康づくりの取組みの充実に努めるものである。

2 対象事業者

- (1) 市内に主な事業所、または支店等を置いていること。
- (2) 健康づくりに関する知識、情報、技術等を有し、市が実施する取組みに賛同する者であって、取組みに関し具体的な連携・協力ができること。
- (3) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。
 - ① 法令等に違反する行為を行ったもの又はこれに類するもの
 - ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの又はこれに類するもの
 - ③ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされているもの
 - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされているもの（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされたものであって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）
 - ⑤ 暴力団、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する者）又は暴力団員事務所（長崎市暴力団排除条例（平成23年条例第38号）第2条3号に規定する施設又は施設の区画）の関与が認められるもの
 - ⑥ 長崎市税、法人事業税（長崎県分に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納又は未申告であるもの
 - ⑦ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
 - ⑧ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定に基づき、市から公の施設の指定管理者に係る業務の全部若しくは一部を取り消され、又は当該業務の全部若しくは一部を停止されているもの
 - ⑨ 連携・協力の実施に必要な資格その他許認可等について、監督官庁から取消処分又は停止処分を受けているもの
 - ⑩ 「長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けているもの
 - ⑪ 人権侵害の事象があったもの又はこれに類するもの
 - ⑫ その他連携・協力を行う事業者としてふさわしくないもの

3 連携・協力事項

事業者が取り組む内容は、次に掲げるものとする。

- ・健康状態の維持・改善につながるより良い生活習慣の定着
- ・健康づくりに関する普及・啓発
- ・その他、健康づくりの推進に関すること

4 募集及び応募

- (1) 市は、連携協定の締結を希望する事業者を募集し、募集期間は通年とする。
- (2) 連携協定の締結を希望する事業者は、市に以下の書類を提出する。
 - ① 長崎市健康づくりの推進に係る連携・協力事業申請書（様式1）
 - ② 「会社概要」等、事業者の事業内容がわかる資料

5 連携協定の締結

- (1) 市は、連携協定の締結希望があった場合、書類審査等を行い、3に定める連携・協力事項が適切に実施できると見込まれるときは、長崎市健康づくりの推進に係る連携協定（以下「本協定」という）を締結する。
- (2) 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了1カ月前までに申し出がない場合は、更に1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。
- (3) 本協定にあたっては、協議・調整を行った上で締結する。その際、協議の結果に基づき、企画提案内容等を変更する場合がある。

6 連携の推進

市と協定を締結した事業者（以下「連携事業者」という。）は、3に定める連携・協力事項について実績を共有する。

7 市の支援及び広報等

- (1) 市は、連携事業者に対して、市民の健康づくりの推進に向けた取組みに必要な情報を提供する。
- (2) 市は、連携事業者の取組み内容等を市の公式ホームページ等に公表するものとする。

8 守秘義務

- (1) 本協定により相手方に開示する情報等のうち、秘密である旨指定された情報（以下「秘密情報」という。）について、相手方の事前の書面による同意がない限り、第三者に開示し、又は1に定める取組み以外に使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りではない。
 - ① 相手方から開示を受ける前に既に公知がなされたもの
 - ② 相手方から開示を受ける前に既に自ら保有していたもの
 - ③ 開示を受けた側の当事者の責によらずに公知となったもの
 - ④ 開示を受けた側の当事者が後に秘密保持の義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの
 - ⑤ 法令による開示を求められたもの
 - ⑥ 前各号に定めるもののほか、甲及び乙が協議の上、開示することが適当と認められるもの
- (2) 甲及び乙は、前項の秘密情報について、善良なる管理者の注意を持って管理し、及び保管しなければならない。
- (3) 前2項の規定は、本協定の有効期間終了後も、なおその効力を有するものとする。

9 連携協定の解除又は解約

- (1) 市及び連携事業者は、当事者間の協議により、連携協定を解除することができる。
- (2) 市は、次に掲げるいずれかに該当する場合は、連携協定を解除することができる。
 - ① 連携事業者が本要領2(3)に該当する場合

- ②連携協定に基づき連携事業者が実施する事業が、次に掲げる連携事業等のいずれかに該当する場合
- ア 連携事業者の直接的な営業又は広告宣伝を目的とするもの
 - イ 政治的又は宗教的目的を有するもの
 - ウ 法令等で製造、提供等が禁止されている又は法令等に基づく許可等を受ける必要があるもののうち、許可を受けていない役務、商品を提供するもの
 - エ 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
 - オ 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの
 - カ 連携事業者の利益誘導のおそれのあるもの
 - キ ギャンブルに係るもの（公営事業を除く。）
 - ク その他連携事業としてふさわしくないもの
- ③その他市が特に必要と認める場合

10 その他

この要領に定めのない事項については、協議の上、決定する。